



一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会 保護者互助会のご案内



1 制度の趣旨

本会は、知的障がい児者が病気やけがで入院し、付き添い介護が必要となった場合の経済的負担の軽減のために創設されました。保護者が相互扶助の精神をもとに助けあうことを目的に、施設・保護者会・地区・町村育成会の協力により、県育成会が運営しています。

2 加入できる方

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会の正会員の方が、各施設保護者会(家族会)または市町村育成会を通して加入します。

3 入会金 10,000円(入会時のみ)

4 掛金 12,000円(1年間)

5 申し込み方法

各施設保護者会(家族会)または市町村育成会を通じて県育成会事務局にお申し込みください。

6 保障期間 毎年4月1日から3月31日までの1年間

7 給付申請

加入者は所属先を通して給付申請書を県育成会事務局へ送付してください。給付審査会(年3回)で審査を行い、給付金が決定次第、送金の手続きをいたします。なお、給付金の請求期間は、事由の発生日から3年間です。お忘れなようご請求ください。

8 給付内容

(1) 付き添い介護料

知的障がい児者が入院し、家族等が付き添い介護をした時に給付されます。

・家族・施設職員等 8,000円(1日)

・付添介護人(厚生労働省の認可を受けた家政婦紹介所からの派遣) 10,000円(1日)

※付き添い4日目から、年度内60日を上限に給付します。新規加入者は、会員資格取得後1ヶ月経過してからの給付となります。1日とは、通算で8時間以上付き添った場合とします。

(2) 入院見舞金

付き添いを伴わない15日以上入院に対して給付 20,000円

(3) 弔慰金

知的障がい児者が死亡された時に給付 30,000円

9 その他

所属先の変更、加入者名・住所等の変更などが生じた場合は、各施設保護者会(家族会)または市町村育成会を通して事務局へご連絡ください。

10 事務局

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

県立福祉人材研修センター内 一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会

TEL 0857-59-6344 FAX 0857-59-6340

